

有明工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する申合せ

平成27年 3月12日 制定

この申合せは、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第121号）第6条第3項に規定するコンプライアンス推進副責任者及び第9条第1項に規定する相談窓口について定める。

（コンプライアンス推進副責任者）

コンプライアンス推進副責任者は、コース、一般科目、教育研究技術支援センター及び事務部の長をもって充てる。

（相談窓口）

研究遂行に係る事務手続きに関する相談を受け付けるための窓口は、総務課課長補佐（総務企画担当）とし、研究費等使用ルールに関する相談を受け付けるための窓口は、総務課課長補佐（予算財務担当）とする。

附 則

この申合せは、平成27年 3月12日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年 4月 1日から施行する。